

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
第 2 編第 9 条 第 2 編第10条 第 2 編第16条	第 2 編第 9 条 第 2 編第10条 第 2 編第16条	一般酒類小売業免許の需給調整要件のうち、距離基準の廃止に伴う取扱い及び既存免許場数割合の算出方法の取扱いについて所要の整備を図った。

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。以下同じ。

改 正 後	改 正 前
第 2 編 酒税法関係 第 9 条 酒類の販売業免許 第 1 項関係 1 ～ 16 (省略) 17 申請等が競合する場合の取扱い 販売場の移転許可の申請、免許条件の緩和 (解除) の申立て又は新規免許の申請が競合する場合の取扱いは、次に定めるところによる。 (1) (省略) (2) (1)にかかわらず、抽選対象申請期間内に一般酒類小売業免許を受けた販売場の移転許可の申請 (小売販売地域を異にする移転許可の申請に限る。) 条件緩和 (解除) の申立てによる一般酒類小売業免許取得の申立て又は一般酒類小売業免許の新規免許の申請が同一小売販売地域になされた場合には、これらの申請書及び申立書の提出順位は同順位とし、10の(5)《申請書の審査順位の決定》に定める公開抽選によりその審査順位を決定する。 ただし、抽選対象申請期間内に一般酒類小売業免許の新規免許の申請がない場合には、(1)に定めるところにより処理する。 (注) 平成11免許年度までの間、抽選対象申請期間内において、一般酒類小売業免許を受けた販売場を同一小売販売地域内に移転させる移転許可申請が提出された場合に、当該移転先が既に当該期間内に受理された一般酒類小売業免許の新規免許申請の申請販売場から当該小売販売地域の基準距離内にあるときは、当該移転許可申請は小売販売地域を異にする移転許可の申請とみなして、(2)の取扱いを受けるものとする。 第10条 免許の要件 第11号関係	第 2 編 酒税法関係 第 9 条 酒類の販売業免許 第 1 項関係 1 ～ 16 (同左) 17 申請等が競合する場合の取扱い 販売場の移転許可の申請、免許条件の緩和 (解除) の申立て又は新規免許の申請が競合する場合の取扱いは、次に定めるところによる。 (1) (同左) (2) (1)にかかわらず、抽選対象申請期間内に一般酒類小売業免許を受けた販売場の移転許可の申請 (小売販売地域を異にする移転許可の申請に限る。) 条件緩和 (解除) の申立てによる一般酒類小売業免許取得の申立て又は一般酒類小売業免許の新規免許の申請が同一小売販売地域になされた場合には、これらの申請書及び申立書の提出順位は同順位とし、10の(5)《申請書の審査順位の決定》に定める公開抽選によりその審査順位を決定する。 ただし、抽選対象申請期間内に一般酒類小売業免許の新規免許の申請がない場合には、(1)に定めるところにより処理する。 (注) 抽選対象申請期間内において、一般酒類小売業免許を受けた販売場を同一小売販売地域内に移転させる移転許可申請が提出された場合に、当該移転先が既に当該期間内に受理された一般酒類小売業免許の新規免許申請の申請販売場から当該小売販売地域の基準距離内にあるときは、当該移転許可申請は小売販売地域を異にする移転許可の申請とみなして、(2)の取扱いを受けるものとする。 第10条 免許の要件 第11号関係

改 正 後	改 正 前
1 ～ 2 (省略) 3 一般酒類小売業免許の需給調整要件 (1) ～ (3) (省略) (4) 平成12免許年度以降における小売販売地域の設定及び格付 <u>平成12免許年度以降においては、平成11免許年度に設定した小売販売地域及び格付を当該免許年度における小売販売地域及び格付として設定する。</u> <u>ただし、市町村合併等が行われた場合には、(1)から(3)の規定に準じて小売販売地域の設定及び格付を行う。</u> <u>(削除)</u> (5) (省略) (6) 年度内免許枠 平成10年 9 月 1 日から平成15年 8 月31日までの期間における一般酒類小売業免許は、年度ごとに当該年度の開始日に次により確定される年度内免許枠の範囲内で付与する。 なお、平成15年 9 月 1 日以降については、一般酒類小売業免許について年度内免許枠を設定せず付与する。 イ 人口基準免許枠及び既存免許場数割合の算出 (イ) ～ (ロ) (省略) (ハ) 人口基準免許枠の算出 <u>小売販売地域ごとの基準人口比率から既存小売業免許場数を控除して人口基準免許枠を算出する (算出した値が負の値である場合には 0 とする。)</u> (ニ) (省略) ロ 年度内免許枠の確定 <u>(イ) 平成11免許年度までの間については、イにお</u>	1 ～ 2 (同左) 3 一般酒類小売業免許の需給調整要件 (1) ～ (3) (同左) (4) 平成12免許年度以降における小売販売地域の設定及び格付 <u>イ 平成12免許年度以降においては、前免許年度に設定した小売販売地域を当該免許年度における小売販売地域として設定する。</u> <u>ただし、既存小売業免許場数の減少等により、既存小売業免許場数が25未満である小売販売地域がある場合には、(3)のハ及びニに準じて小売販売地域を統合する。</u> <u>ロ 平成12免許年度以降における小売販売地域の格付は、前免許年度の格付と同格付とする。</u> <u>ただし、イのただし書きにより統合した小売販売地域については、(3)のホの取扱いに準じて格付する。</u> (5) (同左) (6) 年度内免許枠 平成10年 9 月 1 日から平成15年 8 月31日までの期間における一般酒類小売業免許は、年度ごとに当該年度の開始日に次により確定される年度内免許枠の範囲内で付与する。 なお、平成15年 9 月 1 日以降については、一般酒類小売業免許について年度内免許枠を設定せず付与する。 イ 人口基準免許枠及び既存免許場数割合の算出 (イ) ～ (ロ) (同左) (ハ) 人口基準免許枠の算出 <u>小売販売地域ごとの基準人口比率から既存小売業免許場数を控除して人口基準免許枠を算出する)</u>。 (ニ) (同左) ロ 年度内免許枠の確定 <u>イにおいて算出した人口基準免許枠及び既存免</u>

改 正 後	改 正 前
いて算出した人口基準免許枠及び既存免許場数割合のうち数値の大きいもの（同数の場合は当該数値）を当該年度の年度内免許枠とする。 <u>(ロ) 平成12免許年度以降については、当分の間、イにおいて算出した人口基準免許枠を当該免許年度の年度内免許枠とする。</u> (7) (省略) 第16条 製造場又は販売場の移転の許可 第1項関係 1～2 (省略) 3 移転の許可の取扱い 製造場、酒母等の製造場又は販売場の移転の許可の取扱いは、次による。 (1)～(2) (省略) (3) 次に掲げる場合で特に支障がないと認められるときは、法第10条《免許の要件》第11号に掲げる事由にかかわらず、販売場の移転を許可することができる。 イ 同一販売地域内における移転で、法第10条《免許の要件》第9号に掲げる事由がない場合（一般酒類小売業免許については、<u>平成11免許年度までの間、距離基準を満たしている場合に限る。</u>） ロ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）等に基づく土地区画整理のため等の移転で、次に掲げる場合 (イ) 真にやむを得ない事由により販売地域を異にして移転する場合で、法第10条《免許の要件》第9号に掲げる事由がないとき（一般酒類小売業免許については、<u>平成11免許年度までの間、距離基準を満たしている場合に限る。</u>） (ロ) (省略) 八～二 (省略)	許場数割合のうち数値の大きいもの（同数の場合は当該数値）を当該年度の年度内免許枠とする。 <u>(新設)</u> (7) (同左) 第16条 製造場又は販売場の移転の許可 第1項関係 1～2 (同左) 3 移転の許可の取扱い 製造場、酒母等の製造場又は販売場の移転の許可の取扱いは、次による。 (1)～(2) (同左) (3) 次に掲げる場合で特に支障がないと認められるときは、法第10条《免許の要件》第11号に掲げる事由にかかわらず、販売場の移転を許可することができる。 イ 同一販売地域内における移転で、法第10条《免許の要件》第9号に掲げる事由がない場合（一般酒類小売業免許については、距離基準を満たしている場合に限る。） ロ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）等に基づく土地区画整理のため等の移転で、次に掲げる場合 (イ) 真にやむを得ない事由により販売地域を異にして移転する場合で、法第10条《免許の要件》第9号に掲げる事由がないとき（一般酒類小売業免許については、距離基準を満たしている場合に限る。） (ロ) (同左) 八～二 (同左)